

役員退職金規定

第 1 条 当研究所の常勤役員及び常勤理事が退職した際に支給するべき退職金はこの規定の定めるところによる。非常勤役員についてはこの規定は適用しない。

第 2 条 退職する常勤役員および常勤理事に対しては総会の決議に基づき、またこの規定の定めに従って常勤理事と監事の協議により退職金を支給する。

第 3 条 退職金の額は各常勤役員の在任 1 年あたりの役員別基本額に各役職別在任に乗じて得た額の累計とする。

常勤役職基本額は次のとおりとする。

理事：理事長・所長	200 万円
理事：専務理事・副所長	100 万円
理事：	50 万円
監事：	10 万円

在任年数に 1 年未満の端数があるときはその端数が 5 ヶ月以上のときは 1 年に切上げ 4 ヶ月以下のときは切り捨てる。

第 4 条 特に功績が顕著な常任役員に対しては第 3 条により計算した額の 30% の範囲内の金額を同条の額に加算した額をもって退職金の額とすることができる。

第 5 条 総会において常勤役員の退職金の額を決定した時はこの規定は適用されない。

第 6 条 この規定は理事会の決議により改正することができる。

第 7 条 この規定は平成 8 年 9 月 2 日より施行し、同日以後に退職する常勤役員に対して適用する。